

第8章 自動車教習所指導員の資格と研修制度

はじめに

わが国においては、大多数の成人が自動車の運転免許証を所持しているのが現状である。その運転免許取得者の比率は、近年ますます増加する傾向にある。したがって、自動車教習所指導員の専門的レベルの向上が極めて重要になってきた。

上記の背景を考慮し、本章では自動車教習所の「教習指導員」の資格とその研修制度に関して考察していくことにする。ここで、一般的に見れば指導員が受講生に対し教育訓練を行う場合、修得に必要な技能のデモンストレーションが必要不可欠である。このため、以下の具体的な内容の考察では、教習指導員の「指導員として必要な自動車の運転技能」に的を絞った。

第1節 自動車教習所指導員の資格

自動車教習所の指導員には、教習を行うだけの「教習指導員」と、教習だけではなく教習生の免許取得に必要な技能の合否判定を行う「技能検定員」の2種類がある。

1.1 教習指導員の資格

「道路交通法」第99条の3によれば、公安委員会は以下に該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付することになっている。

- (1) 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより行う自動車の運転の技能及び知識の教習に関する審査に合格した者
- (2) 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを修了した者

このうち公安委員会の行う審査に関しては、国家公安委員会規則第3号「技能検定員審査等に関する規則」第12条で8-1表に示すように規定している。実際の教習指導員審査は都道府県の警察本部の運転免許関連部署が行っており、自動車の種類に応じ5種類（大型、普通、大特、自二、けん引）ある。なお、資格審査を受けることができる条件には、21歳以上であること、指導する車両に対応する運転免許証を所持していることなどがある。

審査レベルは、8-1表の「教習に関する技能」の「審査細目」につき、それぞれ「審査の方法等」により定まっている。審査細目の指導員として必要な運転技能の審査方法は、いわゆる「技能試験」に準じて行い、その合格基準は85%以上と規定している。この「技能試験」とは、運転免許証取得のために受ける実技試験のことであり、一般の場合の合格基準は70%以上となっている。このため、指導員審査の重要な項目である運転技能に関しては、熟練ドライバである必要性はあまり認められない。したがって、教習指導員の資格は運転免許証取得者よりも、さらに10%高度な技能得点が求められている。

一方、自動車安全運転センターにおける教習指導員の養成は、第3節の研修の項で述べるように安

全運転中央研修所で行っており、期間が18日とかなりレベルの高い内容となっている。しかし、研修所の発足は平成3年4月であり、現在の教習指導員のほとんどが公安委員会の審査に合格した者で占められている。

上記の内容から、資格審査に合格しただけの教習指導員の専門的レベルは運転技能の教育訓練にとって十分であるとはいえないと考えられていた。このような背景が以下に述べる研修・養成制度が発足した原因であると考えられる。

8-1表 教習指導員の審査内容

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習方法	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車運転に関する知識の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習方法	
教習に関する知識	教習の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格率は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

1.2 技能検定員の資格

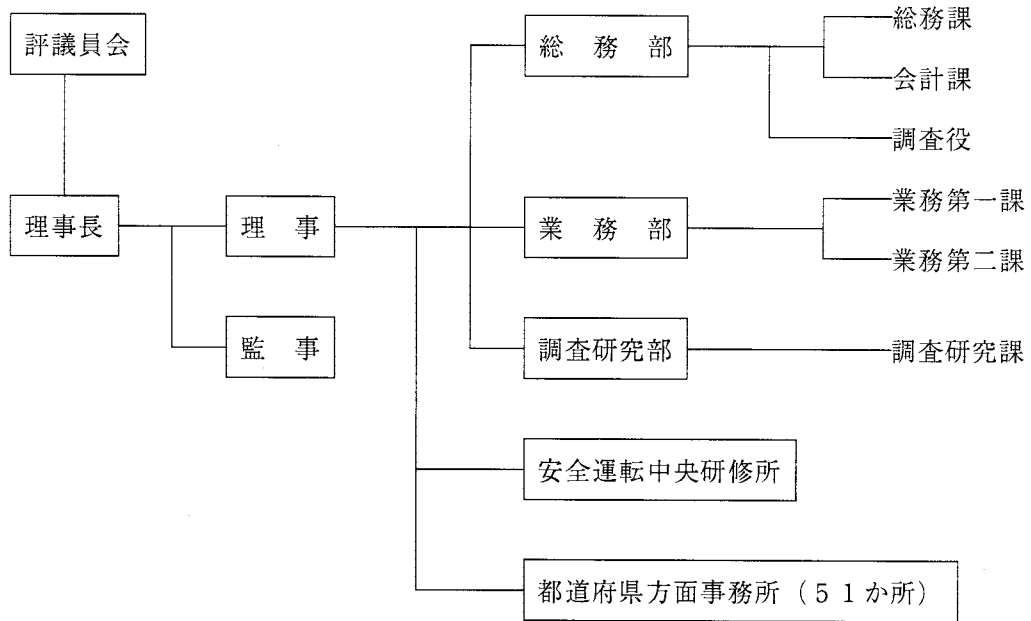
教習指導員の中で教習生の技能検定を行うことができる資格所持者を技能検定員と呼んでいる。その資格は国家公安委員会規則第3号「技能検定員審査等に関する規則」第4条で規定している。審査内容は8-1表に示した教習指導員とほぼ同様である。審査細目の技能検定員として必要な運転技能の審査方法は、運転免許取得のための実技試験に準じた技能試験を行い、その合格基準は90%以上（すでに述べたように教習指導員は80%以上）と規定している。したがって、技能検定員の資格は教習指導員取得者よりも、さらに10%の高度な運転技能が要求されている。

また、「道路交通法」第99条の2によれば公安委員会は、「自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを修了した者」にも技能検定員資格

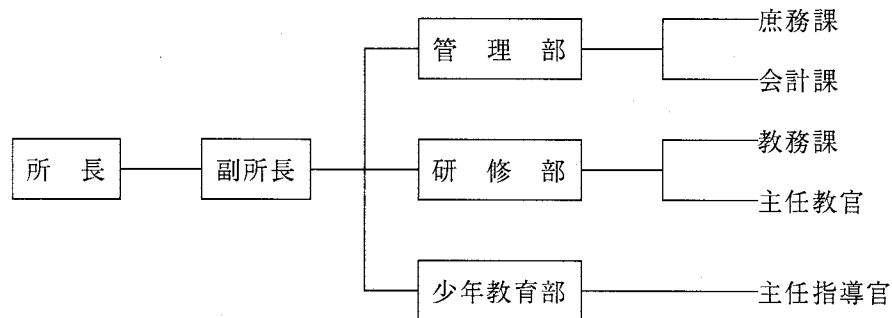
者証を交付することになっているが、現在のところ安全運転中央研修所では検定員養成研修は行っていない。

第2節 自動車安全運転センター

教習指導員の研修等を行う施設が平成3年4月に発足した「安全運転中央研修所」である。わが国唯一の総合的な安全運転教育施設として、警察庁の外郭団体である特殊法人「自動車安全運転センター」に付置されている。自動車安全運転センター及び安全運転中央研修所の組織構成をそれぞれ、8-1図、8-2図に示す。



8-1図 安全運転センターの組織



8-2図 安全運転中央研修所の組織

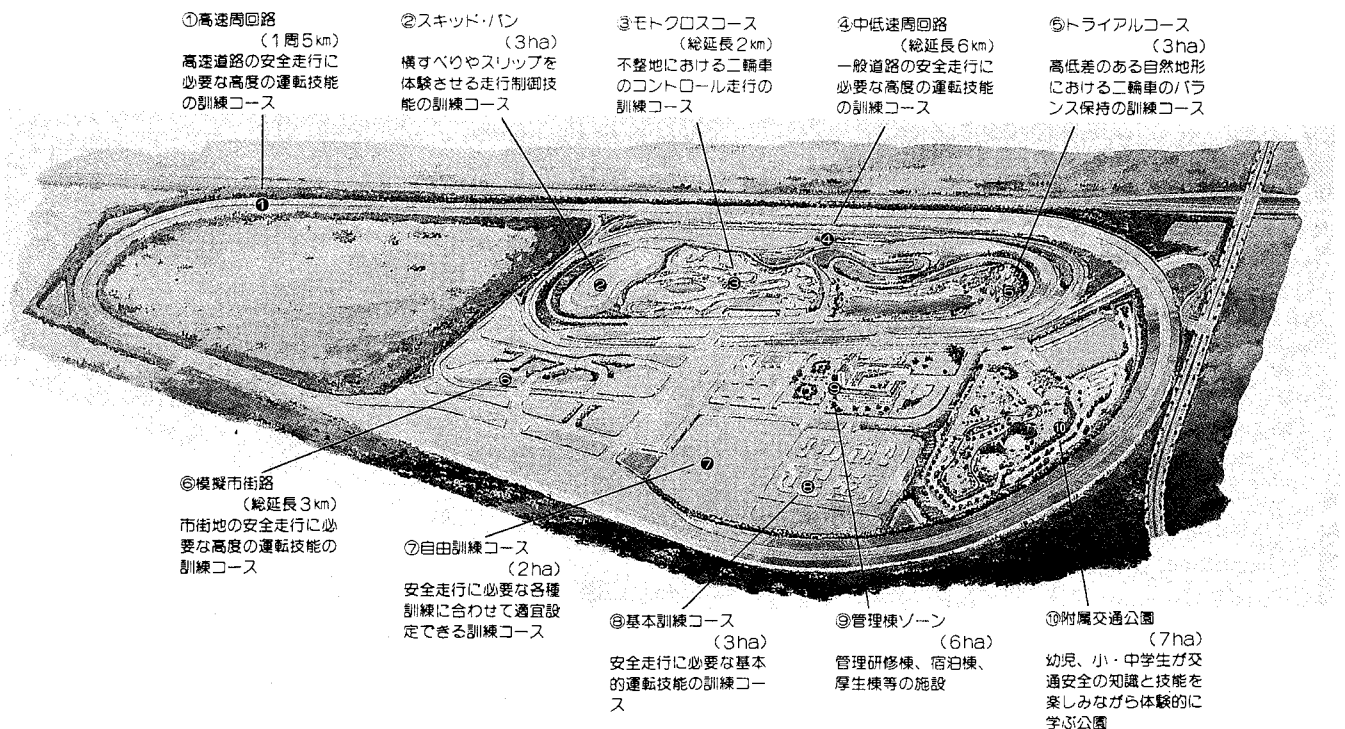
2.1 自動車安全運転センターの概要

自動車安全運転センターは「自動車安全運転センター法」(昭和50年7月)に基づき設立され、その目的は、自動車の運転免許を受けた者の運転経歴に係る資料及び交通事故に関する資料の提供、自動車の運転に関する研修の実施並びに自動車の安全運転に必要な技能等に関する調査研究を行い交通事

故等の防止及び運転者等の利便の増進である。

業務の概要は以下のとおりである。

- (1) 累積点数の通知 運転免許の停止等の行政処分は、点数制度により行われており、交通違反などの点数が累積して、例えば6点になると、免許の停止処分を受けることになる。そこで、その直前の点数、例えば4点または5になったドライバーに対し、その旨を書面で通知して安全運転を促している。
- (2) 運転経歴の証明 運転者の求めに応じ、無事故・無違反、運転記録、累積点数、運転免許経歴についての証明書を発行する。
- (3) 交通事故の証明 交通事故の当事者が適正な保証を受けられるように、警察に代わって交通事故証明書を発行する。
- (4) 安全運転の研修 この研修は、「安全運転中央研修所」で実施され、実践的、専門的かつ高度な安全運転技能・知識の教育訓練を行うことにより、資質の高い運転者及び運転指導者を育成し、交通安全についてのレベルアップを図ることを目的としている。8-3図に安全運転中央研修所の全景を示す。総敷地面積は100ヘクタール（東京ドームの約20倍）あり、座学研修を行う管理棟、実技研修を行う高速周回路や模擬市外路などがある。また、この研修所には「付属交通公園」が設置され、幼児、小・中学生を対象とした交通安全教育も実施している。
- (5) 調査研究 安全運転中央研修所の研修業務に密着した自動車の安全運転に必要な技能等に関するテーマを中心に調査研究を行っている。研究成果は、行政機関をはじめ、自動車教習所の初心運転者教育や企業における安全運転管理などの資料として広く活用されている。



8-3 図 安全運転中央研修所の全景

2. 2 安全運転中央研修所における研修課程

安全運転中央研修所の主たる研修対象は次項で述べる自動車教習所関係者と警察関係者である。警察関係者に対するコースは、現在次の3課程がある。

- (1) 警察緊急自動車運転技能者 白バイ、交通パトカー、地域パトカー及び機動捜査隊等の緊急自動車を運転する警察官の運転技能向上のための研修であり、研修期間が4日と10日の2コースがある。
- (2) 警察緊急自動車運転中堅指導者 白バイ、交通パトカー等の運転について指導的立場の警察官の養成のための研修であり、研修期間は10日間である。
- (3) 取消処分者講習指導員 新たに取消処分者講習に携わることになる警察職員の養成のための研修であり、研修期間は5日間である。

この他一般を対象とした、消防救急緊急自動車運転技能者、安全運転管理者、青少年運転指導者などの9課程の研修が行われている。これらの研修期間は1日から4日までとなっている。

第3節 教習指導員の研修

安全運転中央研修所での自動車運転教習所関係の研修課程は8-2表に示すように5種類あり、現在は合計9コースの研修が行われている。また、研修カリキュラム（四輪車課程）の概要を8-3表に示す。以下これらの内容を詳細に述べる。

8-2表 自動車教習所関係の研修課程

研修課程	研修期間 (日)	研修内容
新任教習指導員(技能)	18	新しく教習所の指導員になろうとする者に教習に関する運転技能についての研修
新任運転習熟指導員	4~11	新しく初心運転者講習の運転習熟指導員になろうとする者の養成
現任運転習熟指導員	4~6	運転習熟指導員の資格を有する者に対しての法定講習
現任検定員	4~6	現任検定員の技能検定業務及び能力向上のための研修
届出教習所指導員	10	届出教習所が行う運転技能及び知識の教習に従事する指導員についての研修

3. 1 研修カリキュラムと担当教官

研修カリキュラムは二輪車指導員と四輪車指導員では若干異なるが、ここでは8-3表の四輪車指導員用のカリキュラムを中心にその内容を紹介する。

- (1) 理論研修 8-3表の理論研修の中でも、特に「生理的条件と安全運転」及び「車両の特性と限界」に関しては、警察関係にはほとんど専門家がない特殊な専門分野である。また、その講義内容は大学の専門科目に匹敵するものである。このため、担当教官は研修所発足時に自

自動車関係の研究機関や自動車メーカーの開発研究部門の研究者を採用している。その他の分野に関しては、警察関係や民間会社の専門家が数年間隔のローテーション（出向）体制で研修を担当している。したがって、教習指導員のための理論研修はハイレベルの内容が実施されている。

- (2) 実技研修 8-3表の実技研修のうち、「スキッドコントロール」、「ブレーキング」及び「スラローム走行」に関する訓練は危険を伴うため、一般公道では行うことが不可能な内容である。スキッドコントロールとは、滑りやすい路面で後輪がスリップしたときの自動車の制御方法の学習である。ブレーキングの研修は、4輪がロックするような急ブレーキ行動の学習であり、スラローム走行は、一定間隔に並べられたパイロン間を高速蛇行する操舵行動の学習である。これらの実技は、それぞれ、8-3図のスキッド・パン、自由練習コース、高速周回路の広がった部分などで行われている。広大な路面やスキッドコントロールのための散水設備が必要なため、都道府県の警察本部が設置している運転免許試験場（8-3図の基本訓練コースに相当）や自動車教習所の教習コースでは、これらの体験学習を行うことができない。

8-3表 研修カリキュラム（四輪車）の概要

区分	研修項目	内容
理論	運転適性理論	性格、特徴が運転行動に表われる可能性を示唆、危険と直結しやすい弱点についての個別安全指導法を学ぶ
	生理的条件と安全運転	視覚生理の基礎知識、疲労及び飲酒の影響等が運転に与える危険を学ぶ
	車両の特性と限界	車両の仕組みと機能、特殊現象、その限界を学ぶ
	交通危険学	危険発生パターンを理解し、危険予知能力を高める。シミュレータにより危険時の認知、判断、操作を学ぶ
	交通教育概論	運転態度、事故発生の特徴を理解し、グループ討議法による指導要領を学ぶ
	安全運転理論	安全運転管理のあり方等について学ぶ
実技	運行前点検	車両の点検方法を体験により学ぶ
	基本走行・指導要領	安全運転は正しい基本から始まることを学ぶ
	スキッドコントロール	スキッドを体験し、ハンドル操作等による車両の立て直し要領を学ぶ
	ブレーキング (中低速・高速)	各種路面状態のブレーキングを体験し、短い距離で安定した姿勢で停止できることを学ぶ
	スラローム走行	S字・コーナリング走行を体験し、車両の操縦性、安定性についての限界を学ぶ
	高速周回路走行	走行・コーナリングのハンドル、減速操作、車線変更要領、流入・流出要領、高速走行後の速度錯誤等を学ぶ
	模擬市街路での 危険予測と回避	危険源の発見、危険予知能力、危険回避要領等を学ぶ
	悪路での走行 テクニック	山道、砂利道、わだち路、逆勾配カーブ走行を体験し、ハンドル、アクセル操作等の基本を学ぶ
夜間研修	昼間との速度・距離感覚の違い、蒸発現象、歩行者着衣の色彩による視認性の違い等について走行体験し学ぶ	

実技研修を担当する教官は、自動車メーカーの熟練テストドライバ（四輪車）や全国白バイ運転競技会で入賞経験のある警察官（二輪車）であり、数年間隔のローテーション（出向）体制で研修を行っている。実技研修も理論研修と同様に教習指導員に必要な実践的、専門的であり、かつ高度な内容といえる。

3. 2 研修課程と対象教習指導員

8-2表の研修課程に対応する教習指導員は以下のようになっている。

- (1) 新任教習指導員研修 すでに指導員の資格の項で述べたように、この課程は教習指導員の養成コースである。教習指導員として必要な専門的そして高度な運転技能及びこれに関連した理論の研修が中心であり、研修期間は18日間となっている。したがって、公安委員会が行う教習指導員審査内容（教習指導員の資格の項参照）に比較して、運転技能や関連理論はかなり高レベルである。
- (2) 新任運転習熟指導員研修 急激な増加傾向にある交通死亡事故の減少を計るため、特に事故が多い免許取得後1年未満の初心運転者等（本報告とは関連がないが、「事故が多いドライバ」には、このほか取消処分後の免許取得者も含まれる）の資質向上を目的として、平成元年12月道路交通法の一部が改正された。初心運転者期間制度と呼ばれ、普通免許、二輪免許または原付免許取得後の1年間に基準以上の違反行為を犯した場合、都道府県公安委員会は該当者に対して、「初心運転者講習」を実施することになった。

この講習はすべて自動車教習所に委嘱され、教習指導員の中で「運転習熟指導員」の有資格者が担当することになった。すなわち、新任運転習熟指導員研修は一般教習指導員のレベルアップ教育であると位置付けられる。研修期間は二輪または四輪の何れかの習熟指導員の資格取得が7日間、同時取得が11日間である。また、二輪または四輪の何れかの習熟指導員の資格を所持しており、さらに、資格を追加する場合は4日間となっている。

- (3) 現任運転習熟指導員研修 現に運転習熟指導員の資格を取得した者に対し、3年ごとに行われる研修であり、指導員のレベルアップのための「再訓練」であると考えられる。研修期間は二輪または四輪の何れかの習熟指導員の資格保持者が4日間、両方の資格保持者が6日間となっている。
- (4) 現任検定員研修 技能検定員を対象とした研修であり、現任運転習熟指導員研修と同様に技能検定員のレベルアップのための「再訓練」であると考えられる。研修期間は二輪または四輪の何れかの習熟指導員の資格保持者が4日間、両方の資格保持者が6日間となっている。平成6年度から開始されているが、現在のところ法律的な規定はない。
- (5) 届出教習所指導員研修 これまでに述べた教習施設は、「道路交通法」第99条で規定される指定自動車教習所であり、教習生が技能検定に合格すれば公安委員会が行う実技試験が免除される。届出教習所は「道路交通法」第98条で規定され、教習を終了した教習生は公安委員会が行う学科及び実技試験に合格しなければ運転免許証を取得することができない。この届出教習所指導員研修は届出教習所の指導員のレベルアップのためのものであり、道交法98条の4項で「公安委員会は自動車安全運転センターに対し、届出教習所職員の資質の向上を図るため、必要な配慮を加えるよう求めることができる」と規定している。

おわりに

自動車教習所指導員のプロの「指導員」としての社会的評価は高いとは言えないのが現状である。しかし、安全運転中央研修所が発足し、教習指導員の研修や養成制度が確立され、今後これがさらに充実強化すると考えられる。自動車教習所は、初心者運転教育の中心的役割を果たしており、教習指導員研修により安全運転に関する教習内容の充実が期待されている。